

R2製図課題の所見

1. 令和2年度の設計製図課題「高齡者介護施設」

【要求図書】

1階平面図・配置図(縮尺1/200)、各階平面図(縮尺各1/200)、断面図(縮尺1/200)、面積表、計画の要点等

※各階平面図については、試験問題中に示す設計条件等において指定します。

(注1) 居宅サービスを行う施設及び居住施設で構成する建築物の計画とする。

(注2) 「高齡者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に規定する特別特定建築物の計画とする。

(注3) 建築基準法に適合した建築物の計画(建蔽率、容積率、高さの制限、延焼のおそれのある部分、防火区画、避難施設等)とする。

【建築物の計画に当たっての留意事項】

敷地の周辺環境に配慮して計画する。

バリアフリー、省エネルギー、セキュリティ等に配慮する。

各要求室を適切にゾーニングし、明快な動線計画とする。

建築物全体が、構造耐力上、安全であるとともに、経済性に配慮して計画する。

構造種別に応じた架構形式及びスパン割りを適切に計画するとともに、適切な断面寸法の部材を計画する。

空調設備、給排水衛生設備、電気設備、昇降機設備等を適切に計画する。

【注意事項】

「試験問題」及び上記の「建築物の計画に当たっての留意事項」を十分に理解したうえで、「設計製図の試験」に臨むようにして下さい。

なお、建築基準法令や要求図書、主要な要求室等の計画等の設計と条件に対して解答内容が不十分な場合には、「設計条件・要求図面等に対する重大な不適合」等と判断されます。

2. 所見

本課題の要求図書から読み取れることは、(注1)に記載されている「居宅サービスを行う施設」と「居住施設」の建物であるという点である。この2つの施設から推定すると、1階と2階は「居宅サービス施設」となり、3階～5階(最大で7階もあり)は「住居施設」になる可能性が高い。そこから、更に部門と要求室を推定すると、下表の通りになるものと予測する。

建築物の計画の当たっての留意事項は、例年とほぼ同じ内容である。

注意事項は、法規や設計と条件への不十分な解答はランクIVになるという厳しい指摘である。この点は、トップ掲載「1級製図のR2合格法(R1から審査が厳しく従来学習なら不合格)」で指摘した通りであり、一発不合格への更なる対応が要求される(この点は、今後の掲載資料で詳細に解説する)。

表1 要求室等の部門と室名の推定

居宅サービス施設	ディサービス部門	<ul style="list-style-type: none"> ・機能訓練室(食堂) ・厨房(パントリー) ・浴室 ・事務室 等
	ショートステイ部門	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊室 ・機能訓練室(食堂) ・厨房(パントリー) ・汚物室 等
居住施設	住宅部門	<ul style="list-style-type: none"> ・住戸 ・談話室 ・食堂 ・浴室 等
共用施設	共用部門	<ul style="list-style-type: none"> ・エントランス ・事務室 ・便所 ・設備スペース 等

